

令和 2 年度 地域戦略産業人材確保支援金支給要綱

令和 2 年 5 月 1 3 日決定

(通則)

第 1 条 地域戦略産業人材確保支援金（以下「人材確保支援金」という。）の支給については、雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）交付要綱（厚生労働省発職雇 0329 第 3 号）、地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領（職発 0329 第 43 号）及び北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号。以下「規則」という。）に準ずるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この人材確保支援金は、道内の戦略産業分野における事業拡大や中小企業の就業環境の改善等による正社員の雇用及び正社員雇用への転換に向けた人材確保の取組に対して、必要な経費の一部を支援金として補助することにより、良質で安定的な雇用の創出・定着を図ることを目的とする。

2 この要綱は、北海道（以下「委託者」という。）と一般社団法人北海道商工会議所連合会（以下「受託者」という。）との地域戦略産業人材確保支援事業委託業務（以下「委託業務」という。）に規定する中小企業の人材確保に向けた取組支援に係る事務（委託契約書業務処理要領 4（3））に関して、必要な事項を定めるところとする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 戦略産業

別記 1 のとおり、ものづくり産業、IT 関連産業及び食と観光関連産業として位置づけられている分野における主要業種及び関連業種をいう。

(2) 正社員

次の条件のいずれにも該当する労働者をいう。

ア 期間の定めのある労働契約を締結する労働者でないこと。

イ 派遣労働者でないこと。

ウ 1 週間の所定労働時間が同一の事業所の通常の労働者と同一のものとして雇用される労働者であること。

エ 労働協約又は就業規則等に定める通常の労働者と同一の賃金制度が適用されている労働者であること。

(3) 中小企業

次のいずれかに該当する者をいう。

ア 資本又は出資額が 5,000 万円以下の会社（会社法上の株式会社、合同会社、合名会社及び合資会社をいう。以下同じ。）もしくは常時雇用する労働者の数が 50 人以下の会社であって、小売業（飲食店を含む）に属する事業を主たる事業として営む者

イ 資本又は出資額が 5,000 万円以下の会社もしくは常時雇用する労働者の数が 100 人以下の会社であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営む者

ウ 資本又は出資額が 1 億円以下の会社もしくは常時雇用する労働者の数が 100 人以下の会社であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営む者

エ 資本又は出資額が 3 億円以下の会社もしくは常時雇用する労働者の数が 300 人以下の会社であって、その他の業種（アからウまでに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者

(人材確保支援金の支給業務)

第4条 受託者は、次の各号の業務を行う。

- (1) 人材確保支援金の支援対象者の募集、受付、事業計画等の審査及び採択
- (2) 人材確保支援金の支給対象者として採択を受けた者に対する支給業務
- (3) 支給対象事業者の支給対象事業の実施状況の確認
- (4) 支給対象事業者に対し支払うべき人材確保支援金の額の確定及び支払い
- (5) 支給対象事業者の支給対象事業の実施に伴う財産管理の監督
- (6) 支給対象事業者における雇い入れ状況の確認
- (7) その他、道と受託者の協議により必要と認められる業務

(帳簿及び書類の備付け)

第5条 受託者は、当該業務に関する帳簿及び関係書類を備え、委託業務の完了日の属する会計年度の終了後から5年間保存しなければならない。

(人材確保支援金の支給の際の条件)

第6条 受託者は、人材確保支援金の支給に係る返還等があったときは、速やかに委託者に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 受託者は、人材確保支援金の支給に必要な経費として、委託契約書第14条による概算払の支払を受けたときは、遅滞なく、支給対象者に支給しなければならない。

(人材確保支援金の支援対象者)

第7条 人材確保支援金の支援対象者は、正社員の雇用や正社員への転換に向けて、新たに人材確保に取り組む者として、別記2の1の要件を満たす者とする。

(人材確保支援金の支援対象事業)

第8条 人材確保支援金の支援の対象となる事業（以下「支援対象事業」という。）は、別記2の2の要件を満たす事業とする。

(補助対象経費及び補助率等)

第9条 人材確保支援金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は、下表のとおりとする。

補助対象経費	補助率	補助上限額
報償費（コンサルタント等専門家への謝金など）、旅費（調査研究等にかかる旅費など）、需用費（印刷製本費など）、役務費（広告費、通信運搬費など）、委託費（会場設営、チラシ・ホームページ等の作成、調査研究、コンサルティングなど）、備品購入費（取得価格が30万円以内のもの）、使用料及び賃借料（会場・機材・車両・装具等の借上料など）、その他特に必要と認められるもの	2分の1以内	100万円

- 2 補助対象経費は、支給対象事業の実施期間（第14条第1項の支給の決定の日から、受託者が認める日まで。以下「事業実施期間」という。）内において発生した経費とする。
- 3 事業実施期間に、当該事業の内容の全部又は一部を対象として、国等の補助金等が交付されるときは、支給の対象としない。

(人材確保支援金の支援対象者の募集)

第10条 受託者は、インターネットの利用その他の適切な方法により、広く周知し、人

材確保支援金の支援対象者の募集を行うこととし、委託者と協議の上、募集に係る要項を別途定める。

(人材確保支援金の支給申請等)

第11条 人材確保支援金の支援対象者は、地域戦略産業人材確保支援金支給申請書(様式第1号)(以下「支給申請書」という。)及び、関係書類等(以下「関係書類」という。)を前条の募集を行っている期間内に受託者へ提出しなければならない。

2 人材確保支援金の支援対象者は、前項の支給申請書及び関係資料(以下「支給申請書等」という。)を提出するに当たり、当該人材確保支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して提出しなければならない。ただし、提出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(支給対象者の決定)

第12条 受託者は、人材確保支援金の支援対象者から提出された支給申請書等を、第13条に定める基準に基づき審査し、必要かつ適当と認めるものについて、委託業務における人材確保支援金に係る経費の範囲内で支給対象事業者の採択を行う。

2 前項の採択にあたっては、委託業務で配置した専門アドバイザー2人以上を含めた審査会により審査を行うこととし、設定した基準点以上で、かつ、評価点が高い者から採択することとし、審査の方法は別途定める。また、採択の決定にあたっては、事前に委託者と協議するものとする。

3 人材確保支援金の総支給額が、委託業務における人材確保支援金に係る経費の範囲を超える場合には、受託者は、支援対象者に条件や変更を付して採択を行うことができる。

4 支給対象事業については、支給対象事業者名、事業内容等を公開することがある。

(採択の基準等)

第13条 前条の採択の基準は、次のとおりとする。

- (1) 雇用あるいは転換する正社員の雇用(計画)人数としての「効果性」
- (2) 雇用あるいは転換する正社員の「良質性」
- (3) 雇用あるいは転換する正社員の雇用(計画)人数に対する経費の「費用対効果性」
- (4) 人材確保の課題に対する取組としての「課題解決性」
- (5) 正社員の雇用あるいは転換に向けた「実効性・有効性」
- (6) その他評価するに当たり考慮すべきと認められる点

(支給決定の通知)

第14条 受託者は、第12条の規定により支給申請書等の内容を審査・採択し、人材確保支援金を支給すべきと認めたときは、速やかに支給決定を行い、地域戦略産業人材確保支援金支給決定通知書(様式第2号)を送付する。また、支給すべきと認められないときは、その審査の結果について通知するものとする。

2 受託者は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、人材確保支援金の支給申請に係る事項につき修正を加えて通知書を送付するものとする。また、第1項の通知書の送付に際して必要な条件を付することができる。

3 受託者は、第1項の支給決定を行うに当たり、事前に委託者と協議しなければならない。

(申請の取下げ等)

第15条 戦略産業人材確保支援金支給決定通知書(様式第2号)の通知を受けた者(以下「支給対象事業者」という。)は、前条第1項に規定する人材確保支援金の支給決定

の通知書の送付を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、人材確保支援金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に委託者に書面をもって申し出なければならない。

(支給対象事業の中止等)

第16条 支給対象事業者は、支給対象事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、受託者の承認を受けなければならない。

(事業遅延等の報告)

第17条 支給対象事業者は、支給対象事業を予定の期間内に完了しないとき又は、事業の遂行が困難になったときは、速やかに受託者に報告し、その指示を受けなければならない。

(支給対象事業の内容の変更)

第18条 支給対象事業者は、支給対象事業の内容を変更しようとするときは、受託者の承認を受けなければならない。ただし、事業の目的に変更をきたさない場合で、かつ、その事業量又は事業費について20パーセント以内の変更であるときは、この限りでない。

(債権譲渡の禁止)

第19条 支給対象事業者は、第12条の規定に基づく支給決定によって生じる権利の全部又は一部を委託者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(実績報告)

第20条 支給対象事業者は、支給対象事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、原則として、その日から起算して20日を経過した日までに、地域戦略産業人材確保支援金実績報告書（様式第3号）及び関係書類（以下「実績報告書等」という。）を受託者に提出しなければならない。

2 支給対象事業者は、前項の実績報告書等をやむを得ない理由により提出できない場合は、受託者は期限について猶予することができる。

3 支給対象事業者は、第1項の実績報告を行うに当たり、人材確保支援金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(人材確保支援金の額の確定等)

第21条 受託者は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る支給対象事業の実施結果が人材確保支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、支給すべき人材確保支援金の額を確定し、地域戦略産業人材確保支援金確定通知書（様式第4号）により支給対象事業者に通知する。

(人材確保支援金の支給)

第22条 人材確保支援金は、前条の規定により支援金の額を確定したのち、支給するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う起業支援金の返還)

第23条 支給対象事業者は、支給対象事業完了報告後に、消費税及び地方消費税の申告により人材確保支援金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、必要に応じて人材確保支援金消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第5号）により速やかに受託者又は委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者又は委託者は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項の当該消費税等仕入控除税額の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第24条 受託者は、第16条の支援対象事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第14条の支給の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 支給対象事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく受託者又は委託者の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 支給対象事業者又は支給対象事業が、本要綱の規定に適合しない場合
- (3) 支給対象事業者が、人材確保支援金を本要綱に定める用途以外に使用した場合
- (4) 支給対象事業者が、支給対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (5) 支給の決定後生じた事情の変更等により、支給対象事業の全部又は一部を継続する見込みがなくなった場合
- (6) 当該支給対象事業が事業実施期間内に終了しなかった場合
- (7) 支給対象事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

- 2 受託者又は委託者は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する人材確保支援金が交付されているときは、期限を付して当該人材確保支援金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 受託者又は委託者は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る人材確保支援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく人材確保支援金の返還については、第22条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第25条 支給対象事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、人材確保支援金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 支給対象事業者は、取得財産等について、管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 支給対象事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第20条第1項に定める実績報告書にそれに必要な書類を添付しなければならない。
- 4 委託者又は受託者は、支給対象事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を委託者に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第26条 取得財産等のうち、規則第23条第4号及び第5号の規定に基づき委託者が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品、ホームページ及びその他の財産とする。

- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。
- 3 支給対象事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取

得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地域戦略産業人材確保支援金取得財産等処分承認申請書（様式第6号）を委託者又は受託者に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（状況報告等）

第27条 委託者は、支給対象事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、支給対象事業者者に対して当該支給対象事業の遂行に関し、報告を求め、又は当該職員に調査をさせることができる。

（是正のための措置）

第28条 委託者は、支給対象事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を取るべきことを支給対象事業者に命ずることができる。

（帳簿及び書類の備付け）

第29条 支給対象事業者は、当該支給対象事業に関する帳簿及び書類を備え、支給事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう整理し、支給対象事業の完了日の属する会計年度の終了後から5年間保存しなければならない。ただし、支給対象事業の中に第26条第1項に規定する処分制限に規定する処分制限財産を有し、同条第2項の規定による処分制限期間を経過しないものがある場合は、当該処分制限期間を経過することになるまでの間、財産管理台帳、その他関係書類を整理・保管しなければならない。

（産業財産権等に関する届出）

第30条 支給対象事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等（以下本章において「産業財産権等」という。）を支給対象事業年度又は支給対象事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく、受託者又は委託者に届け出なければならない。

（雇用の状況の報告）

第31条 支給対象事業者は、支援対象事業の実施における雇用の状況について、別途定める様式により受託者又は委託者に報告しなければならない。

（収益納付）

第32条 委託者又は受託者は、支給対象事業者が当該支給対象事業の実施結果、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該支給対象事業の実施結果の他への供与により、相当の収益が生じたと認めるときは、支給対象事業者に対し、支給した人材確保支援金の全部又は一部に相当する金額を委託者に納付させることができるものとする。

（暴力団排除に関する誓約）

第33条 支給対象事業者は、別記3に記載の暴力団排除に関する誓約事項について人材確保支援金の支給申請前に確認しなければならない。支給申請書の提出を持ってこれに同意したものとする。

（情報管理及び秘密保持）

第34条 支給対象事業者は、支給対象事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、支給対象事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 支給対象事業者は、支給対象事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。支給対象事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も支給対象事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は支給対象事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（個人情報の保護）

第35条 委託者及び受託者は、人材確保支援金の支給申請者に関して得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

（その他）

第36条 この要綱に定められた事項のほか、人材確保支援金の支給に関し必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月13日から施行する。

別記 1

戦略産業（主要業種・関連業種）

1. ものづくり産業分野

主要業種	関連業種
輸送用機械器具製造業（E31）	繊維工業（E11）、化学工業（E16）、プラスチック製品製造業（E18）、ゴム製品製造業（E19）
電子部品・デバイス電子回路製造業（E28）	情報通信機械器具製造業（E30）、通信業（G37）
電気機械器具製造業（E29）	金属製品製造業（E24）

2. IT関連産業分野

主要業種	関連業種
情報サービス業（G39）	業務用機械器具製造業（E27）、情報通信機械器具製造業（E30）
インターネット付随サービス業（G40）	通信業（G37）、映像・音声・文字情報製作業（G41）
生産用機械器具製造業（E26）	食料品製造業（E09）、飲料・たばこ・飼料製造業（E10）

3. 食と観光関連産業分野

主要業種	関連業種
農業（A01）	—
食料品製造業（E09）	—
飲料・たばこ・飼料製造業（E10）	—
飲食料品小売業（I58）	飲食料品卸売業（I52）
道路旅客運送業（H43）	—
宿泊業（M75）	飲食店（M76）、各種商品小売業（I56）、その他の小売業（I60）
その他の生活関連サービス業（N79）	—

※ 「主要業種」及び「関連業種」は総務省「日本標準産業分類」中分類による。

※ 「関連業種」とは「主要業種」への支援と密接に関連し、良質で安定的な正社員雇用の創出及び確保が見込まれる業種。

別記 2

地域戦略産業人材確保支援金の支給に関する要件

1 支援対象者に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (1) 第3条(1)に規定する戦略産業に該当する業種の事業者であること。
- (2) 北海道内に所在する雇用保険適用事業所の事業主又は北海道内に所在する雇用保険適用事業所を整備している事業主
- (3) 食と観光関連産業分野においては、就業環境の改善等による人材確保に取り組む中小企業であること。
- (4) 道税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 労働関係法令を遵守していること。
- (6) 当該事業者又は事業者の役員等が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

2 支援対象事業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (1) 北海道内に所在する雇用保険適用事業所において、新たに正社員を雇用もしくは非正規雇用労働者を正社員として雇用の転換を図る取組であること。
- (2) 地域戦略産業人材確保支援事業委託業務により配置する専門アドバイザーの派遣を受け、その改善プランにより、新たな取組として支援の必要性が認められること。
- (3) ものづくり産業分野及び IT 関連産業分野における業種については、事業の拡大に向けた人材の採用や確保を目的とした取組・事業であること。
- (4) 食と観光関連産業分野における業種においては、中小企業が行う就業環境の改善等による人材確保の取組・事業であること。
- (5) 人材確保支援金の支給対象者の募集を開始した日以降、人材確保支援金の支給決定を受けた支給対象事業の事業実施期間完了日以前に新たに取り組むものであること。（補助対象経費については、原則、支給対象事業の実施期間内に発生する経費に限る。）
- (6) 公序良俗に反する事業でないこと。
- (7) 公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条において規定する風俗営業等）でないこと。

別記 3

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、起業支援金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他の経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。